

## 議案第 1 号

### 令和7年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和6年度対象） について

以下の理由により、令和7年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和6年度対象）（案）を別添のとおり提出する。

令和7年11月20日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により作成した教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書は、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第3条7項の規定により、教育委員会会議において議決することが定められている。

これが、この議案を提出する理由である。

#### 【参考・根拠規定】

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

##### ○沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則

（議決事項）

第3条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

（7） 法第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

令和7年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書  
(令和6年度対象)について(概要説明)

部課名 教育庁総務課

## 1 経 緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定において、点検・評価報告書を作成し、議会へ提出するとともに、公表する必要があると定められている。また、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっている。

沖縄県教育委員会においては、「沖縄県教育振興基本計画」等に基づき効果的な教育行政の推進に取り組むとともに、県民への取組状況の説明責任を果たす観点から、平成20年度から学識経験者の知見を活用した点検・評価を実施し、報告書の作成、公表を行ってきた。

## 2 概 要

### (1) 点検・評価の実施方法(報告書作成方法)

ア 令和4年度に策定した「沖縄県教育振興基本計画」に基づき、6つの主要施策についての基本方向を示し、関連する149の事業を対象にPDCAサイクルによる点検・評価を実施した。

具体的には、令和6年度におけるそれぞれの事業の「計画」と「実施状況」、その「成果と課題」を点検・評価し、「改善」に向けた方策等を記載した。

また、写真を掲載することでそれぞれの事業の視覚的イメージの確保に努めた。

イ 各事業の質の改善、進捗状況の明確化等のため、「沖縄県PDCA」と整合を図り、各事業の「進捗状況」を記載した。

ウ 報告書作成にあたっては、学識経験者の知見を活用した。

### (2) 学識経験者との意見交換(知見の活用)

ア 令和7年9月11日に、教育委員と学識経験者の意見交換を実施した。

#### イ 学識経験者

- ・ 多和田 実 琉球大学大学院教育学研究科准教授(大学関係者)
- ・ 前川 美紀子 沖縄県社会教育委員(社会教育関係者)
- ・ 山城 勝美 元北谷町立浜川小学校長(県小中学校関係者)
- ・ 與座 博好 元県高等学校長協会会長(県立学校関係者)

## ウ 学識経験者からの主な意見

### ① 報告書全般をとおして

- ・ 本県の教育課題に対して、整合性のとれたアプローチがされており、教育課題に対する取組の検証または修正すべきことが十分に示された報告になっている。
- ・ 施策事業の進捗状況について、全 149 事業において「順調」が 112 事業（75.2%）、「概ね順調」が 18 事業（12.1%）で、全体の 87.3%の事業が「順調・概ね順調」に実施されており、点検・評価による検証、改善が生かされていることがうかがえる。一方、10 事業が「大幅遅れ」となっており、目標設定のあり方等を検討する必要がある。

### ② 具体的な施策について

- ・ 「令和の日本型学校教育」において、全ての子供たちの可能性を引き出すために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、新たな学びを実現することが提言されているが、沖縄県教育委員会も『「自立した学習者」育成プロジェクト』の中で、授業改善の一つとして「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を挙げているため、教育委員会による現場の支援がより重要になってくる。
- ・ 「地域学校協働活動の推進」の地域学校協働活動との連携について、現状の地域学校協働推進委員の課題をより明確にすることが必要であり、同推進委員の充実がコミュニティスクールの推進や地域総ぐるみの活動に発展できると考える。
- ・ 令和 6 年度から 3 年間の集中取組期間としてスタートした新たな働き方改革の推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」は、取組目標となる「私たちのピース・リスト 2023」のもと、働き方改革と教職員のメンタルヘルス対策を一体として全県的な取組を推進しており、3 年間の取組と成果に大いに期待したい。

## 3 今後の予定

- (1) 年内に報告書を県議会に提出し、県教育委員会ホームページに掲載する。